

# 木曾谷国有林の地域別の森林計画書

( 木曾谷森林計画区 )

計 画 期 間

自 平成19年4月 1日

至 平成29年3月31日

中 部 森 林 管 理 局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：平成19年4月1日～平成29年3月31日10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。

0は、単位未満のものである。

# 目 次

## 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け .....	1
（ 1 ）位置及び面積 .....	1
（ 2 ）自然的背景 .....	1
（ 3 ）社会経済的背景 .....	2
（ 4 ）森林計画区の位置付け .....	3
2 計画樹立に当たっての基本的考え方 .....	4
（ 1 ）樹立方針 .....	4
（ 2 ）林道及び治山施設の整備 .....	5

## 計画事項

1 対象とする森林の区域 .....	6
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 .....	6
（ 1 ）森林の有する機能別の森林の所在及び面積 .....	6
（ 2 ）森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
ア 森林の整備及び保全の目標 .....	7
イ 森林の整備及び保全の基本方針 .....	7
ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 .....	9
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 .....	9
（ 1 ）森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項 .....	9
ア 立木の標準伐期齢 .....	9
イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 .....	9
ウ その他必要な事項 .....	11
（ 2 ）伐採立木材積 .....	12
4 造林面積その他造林に関する事項 .....	12
（ 1 ）造林に関する基本的な事項 .....	12
ア 造林樹種 .....	12
イ 造林の標準的な方法 .....	12
ウ その他必要な事項 .....	13
（ 2 ）人工造林及び天然更新別の造林面積 .....	14
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 .....	14
（ 1 ）間伐及び保育に関する基本的な事項 .....	14
ア 間伐の標準的な方法 .....	14
イ 保育の標準的な方法 .....	14
（ 2 ）間伐立木材積 .....	15
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 .....	16
（ 1 ）公益的機能別施業森林の区域 .....	16
ア 「水土保全林」の区域 .....	16

イ 「森林と人との共生林」の区域 .....	16
ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域 .....	16
(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法 .....	16
ア 水土保持林の区域における施業の方法 .....	16
イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法 .....	19
ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における施業の方法 .....	20
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 .....	20
(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方 .....	20
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 .....	21
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 .....	21
8 森林施業の合理化に関する事項 .....	21
(1) 林業に従事する者の養成及び確保 .....	21
(2) 林業機械の導入の促進 .....	22
(3) 作業道の整備 .....	22
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備 .....	22
(5) その他必要な事項 .....	22
9 森林の土地の保全に関する事項 .....	22
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 .....	22
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法 .....	22
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 .....	23
10 保安施設に関する事項 .....	23
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 .....	23
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 .....	23
(3) 実施すべき治山事業の数量 .....	23
11 その他必要な事項 .....	23
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 .....	23
(2) 森林の保護及び管理 .....	23

## 別表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積 .....	25
別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 .....	30
別表3 伐採立木材積 .....	31
別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積 .....	31
別表5 公益的機能別施業森林の区域 .....	32
別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 .....	37
別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬	

出方法 .....	4 0
別表 8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 .....	4 1
別表 9 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法 .....	4 2
別表 1 0 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 .....	4 3
別表 1 1 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 .....	4 3
別表 1 2 治山事業の数量 .....	4 4
別表 1 3 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 .....	4 5

# 計画の大綱

## 1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

### (1) 位置及び面積

全国森林計画の木曽川広域流域に属する本計画区は、長野県の南西部に位置し、木曽町他2町3村からなる区域である。その区域面積は約155千haで、長野県全体の11%を占めている。本計画の対象とする国有林の面積は、約90千haで木曽郡下全町村に所在し、区域面積の58%を占めている。計画区の西部は、奥三界岳、高樽山、高森山、御嶽山等の稜線を挟んで岐阜県と接し、東部は木曽駒ヶ岳、空木岳等からなる中央アルプスを挟んで伊那谷森林計画区に接している。また、北部は鉢盛山、鳥帽子岳等の稜線を挟んで中部山岳森林計画区と接し、南部は岐阜県に接している。

### (2) 自然的背景

#### ア 気候

内陸性気候を示す北部と太平洋型気候の冷温帯(温帯)と暖温帯(暖帯)の移行帯となっている南部に二分されている。平成17年の気象観測データによると、最高気温は33.9(南木曽)に対し最低気温は、-18.4(開田高原)、年平均気温は7.3(開田高原)~11.0(南木曽)、年間降水量は、1,316mm(木曽福島、開田高原)~1,832mm(南木曽)、最深積雪は、111cm(開田高原)となっている。

#### イ 地形

木曽縦谷によって西部の飛騨山脈と東部の木曽山脈、さらに、御嶽火山地の3つに大別される。御嶽山周辺の火山裾野地形及び阿寺山地の隆起準平原の緩傾斜地を除き、全般に急峻な壮年期地形を呈し、30度以上の急傾斜地は計画区の国有林面積の約7割を占めている。

#### ウ 地質

本計画区の地質は、北部の堆積岩地帯、御嶽山周辺の火山岩地帯、阿寺山地の濃飛流紋岩地帯、木曽川左岸及び南部の花崗岩地帯の4つに大別される。

堆積岩地帯の大部分は古生層で、一部に中生層、第3紀層等が分布している。火山岩地帯は安山岩が主体で、一部に玄武岩、赤色火山灰ローム層が見られる。濃飛流紋岩地帯は急峻な壮年期地区と緩傾斜地の多い隆起準平原地区に区分され、傾斜の緩急が土壌生成に大きな影響を与えている。花崗岩地帯は地形が急峻で風化侵蝕のため崩壊地が多く、その取扱いに注意を要する地帯である。

#### エ 土壌

土壌は、褐色森林土群及びポドゾル群の分布が広く、その他黒色土群、グライ土壌群が見られる。褐色森林土は、本計画区に広く分布し林木の育成に好適な立地となっている。ポドゾル化土壌は乾性ポドゾル、湿性鉄型ポドゾル、湿性腐植型ポド

ゾルの3つに区分され、特に、濃飛流紋岩の隆起準平原地区には浸透性・通気性の悪い湿性鉄型ポドゾルが約9千haにわたって分布している。

### (3) 社会経済的背景

#### ア 交通

国道19号線(名古屋～長野)及びJRの中央本線(名古屋～塩尻)が計画区の中央を南北に縦断しており、計画区のほぼ中央に位置する木曽町は、名古屋市及び長野市からそれぞれ約150kmの距離にある。これらを主軸として地方国道(256号線、361号線)及び県道等が東西を連絡している。

#### イ 土地の利用状況

森林が145千haの94%と高い比率を占めており、他は、宅地が1.1千ha(計画区総面積の1%)、農地が2.7千ha(同2%)となっている。

#### ウ 人口

本計画区内の人口は33千人であり、長野県の総人口2,189千人の2%である。

人口動態は地域全体を見ると漸減傾向にあり、平成13年に比較して8%の減少、人口密度は22人/km<sup>2</sup>で長野県全体の人口密度の14%となっている。

#### 木曽谷森林計画区における人口等

単位：人

区分	長野県全体(A)	木曽谷森林計画区(B)	比率 (B/A × 100)
人口総数	2,188,945	33,361	2%
人口密度	161人/km <sup>2</sup>	22人/km <sup>2</sup>	-

注 人口総数は、長野県総務部統計チーム「市町村別推計人口と世帯(平成18年6月1日現在)」による。

#### エ 産業の概要

本計画区における農業産出額は23億円(平成16年)となっており、長野県全体の1%を占めている。その内訳は、米5.2億円(23%)、野菜7.6億円(33%)、果実0.2億円(1%)、畜産6.6億円(29%)等となっている。農家数は2,302戸(平成17年)で長野県全体の2%となっている。

工業製造品出荷額は648億円(平成16年)となっており、長野県全体のわずか1%である。製造業事業所数は146(平成16年)、従業員数2,719人(平成16年)となっており、それぞれ長野県全体の2%、1%である。

商品販売額は365億円(平成15年)で、長野県全体の1%、商店数は616店(平成16年)、従業員数2,342人(平成16年)と、それぞれ長野県全体の2%、1%となっている。

また、産業別の就業者数は、第一次産業が1.9千人(10%)、第二次産業が6.4千人(34

%) 第三次産業が 10.6 千人 (56 %) となっている。なお、第一次産業の内、林業就業者は 495 人で、全体の 2.6 % となっている。

#### 木曽谷森林計画区における就業者数

単位：人

区分		長野県全体(A)		木曽谷森林計画区(B)		比率 (B/A × 100)
就業者数		1,200,281	100%	18,931	100%	2%
産業別	第一次産業	134,545	11%	1,914	10%	1%
	第二次産業	421,450	35%	6,365	34%	2%
	第三次産業	639,860	53%	10,643	56%	2%

注 1 平成 12 年度「国勢調査報告」による。

2 就業者数には、分類不能の産業を含む。

#### (4) 森林計画区の位置付け

森林面積は総面積の 94 % に当たる約 145 千 ha で、県下森林面積の 14 % を占め、木曽ヒノキを始めとする国産材の製材加工が盛んな地域である。

本計画区の国有林の面積は、約 90 千 ha で、計画区の森林面積の 62 % を占め、その多くが山岳地帯にあり地形が急峻で、特に、木曽川左岸及び南部は深層風化の花崗岩地帯に加え降水量も多いことから、崩壊が発生しやすく、そのうえ、山地と集落が非常に接近している。また、木曽川水系は発電用水とともに、中京圏の生活用水、工業用水の重要な水源地帯となっており、特に、牧尾ダム及び味噌川ダムは、濃尾平野などに大量の水を供給していることから、国土保全及び水源かん養等といったいわゆる公益的機能の発揮に重要な役割を担っている。また、中央アルプス、御岳の二つの県立自然公園と、森林浴発祥の地である赤沢自然休養林等、森林レクリエーション資源も豊富であり、レクリエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。特に、赤沢自然休養林においては、森林セラピー基地の一つとして地元自治体などが森林を健康づくりに役立てる場として取り組みを進めている。

一方、本計画区内の原木の供給は、木曽ヒノキ、サワラ及び人工林ヒノキを主とする国有林材に大きく依存しているとともに、素材流通の主体も国有林材の委託販売によって占められている。

今後、木曽ヒノキの需要動向、木材流通の現況、民有林資源の成熟化の進展等を踏まえ、関係者一体となった木材流通・加工体制の整備が課題となっている。

国有林の人工林面積は 37 千 ha (45 %)、天然林面積は 44 千 ha (55 %) となっている。

人工林はヒノキが特に多く (人工林面積の 66 %)、次いでカラマツ (人工林面積の 28 %) となっている。その齡級配置は、4 齡級から 1 1 齡級が 2 千 ha を越えており、特に、8 齡級が 3.8 千 ha と最も多くなっている。また、天然林は国有林のみに賦存する貴重な木曽ヒノキを有している。蓄積は人工林 6,555 千 m<sup>3</sup>、天然林 11,448 千 m<sup>3</sup> となっている。

## 2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画区は、森林の有する公益的機能の高度発揮が特に求められる地域であることから、この社会的要請に応えるため、重視すべき機能に応じた適切な森林の整備及び保全に努めるとともに、民有林と国有林が一体となって流域を単位として森林を整備及び保全する、いわゆる流域管理システムの確立を目指して、次の事項を推進することとする。

### (1) 樹立方針

#### ア 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化又は木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、

水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」

生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」

木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」

に区分することとし、

育成単層林における保育・間伐の積極的な推進

広葉樹林化、針広混交林化を含め人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備

天然生林の的確な保全・管理等に加え保安林制度の適切な運用

山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害等の防止対策の推進

等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

#### イ 森林整備及び保全の推進方向

アに定める森林整備及び保全の基本的な考え方を実現していくため、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分において森林の整備及び保全を推進し、それぞれ望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

#### ウ 森林整備及び保全の重点事項

本計画区における国有林は、その多くが山岳地帯にあり地形が急峻であり、中京圏などへの重要な水源地帯となっている。また、天然林が多く豊かな自然環境に恵まれた区域が多いことから、国民の保健休養の場としても提供している。

このため、本計画区の森林においては、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じた森林の適切な保全・管理、人工林における確実な更新とともに間伐の積極的な実施、育成複層林の整備、長伐期施業、針広混交林化など多様な森林整備を積極的に推進することとする。

(2) 林道及び治山施設の整備

ア 効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道については、民有林林道との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとして、林道開設量、拡張量を計画量として定めた。

イ 安全で豊かな国土基盤の形成、水源のかん養及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとして、治山事業量を計画量として定めた。

## 計画事項

### 1 対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	89,587.01	
市 町 村 別 内 訳	上 松 町	10,905.36
	南 木 曽 町	14,314.00
	木 祖 村	7,830.64
	王 滝 村	25,930.45
	大 桑 村	17,645.87
	木 曽 町	12,960.69

- 注 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。  
2 森林計画図の縦覧場所は中部森林管理局、木曽森林管理署及び南木曽支署とする。

### 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり計画する。

##### (森林の有する機能)

##### ア 水源かん養機能

水資源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能

##### イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

##### ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

##### エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

##### オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

#### (2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

## ア 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標を次のとおり計画する。

### (ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

### (イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

### (ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

### (エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

### (オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

なお、森林の有する機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

## イ 森林整備及び保全の基本方針

上記アに定める森林の有する機能別の望ましい森林の姿を実現していくための森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりである。

### (ア) 水土保全林

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林や地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林で、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林

土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林

これらの森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤を形成し、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進することとするとともに、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級林分への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとし、必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備することを基本とする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じて天然力を活用した施業に積極的に取り組むこととする。

なお、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

対象面積            おおむね            67.0 千 ha

#### (イ) 森林と人との共生林

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林

地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林

これらの森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められている機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や、立地条件や国民のニーズに応じて広葉樹の導入を図る施業などを取り入れつつ、生活環境の保全、保健・風致の保全等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも

配慮した生態系として重要な森林の適切な保全等を推進することとする。

対象面積 おおむね 19.5 千 ha

(ウ) 資源の循環利用林

国民生活に不可欠であり、再生可能資源として重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能の発揮を重視する森林を「資源の循環利用林」に区分する。

本区分の森林については、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

対象面積 おおむね 3.1 千 ha

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表 2 のとおり定める。

### 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

単位 林齢：年

森林計画区	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ その他 広葉樹
木曽谷	40	45	40	40	60	70 20

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2の(2)に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、6の(2)に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等が

らみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。  
また、新生林分の保護、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の急増、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標等に応じた林齢で伐採することとする。本計画区における樹種別、生産目標別の主伐の標準的な時期は、「きそひのき」(人工林ヒノキ)の銘柄化及び木曽ヒノキの代替材生産等を勘案して次表のとおりとする。

森林計画区	樹種	標準的な施業体系		主伐の標準的な時期	備考
		生産目標	期待径級		
木曽谷	スギ	芯持柱材	26cm	50年	
	ヒノキ	芯持柱材	22cm	75年	
	ヒノキ	無節芯持柱材	22cm	75年	
	ヒノキ	柱材・造作材	40cm	200年	木曽ヒノキ代替材生産
	アカマツ	一般建築材	26cm	60年	
	カラマツ	一般建築材	24cm	60年	

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の実施についても考慮することとする。

- a 複層伐又は漸伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。伐採率は、相対照度30%以上を確保するため、40～50%程度とする。
- b 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう

適切な伐採率（30%以内）、繰り返し期間（回帰年）によること。

c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

d 樹種別、生産目標別の主伐の標準的な時期は、木曽ヒノキの代替材生産等を勘案して次表のとおりとする。

森林計画区	樹種等	標準的な施業体系		主伐の標準的な時期	備考
		生産目標	期待径級		
木曽谷	ヒノキ	柱材・造作材	40cm	200年 (75年)	木曽ヒノキ代替材生産林分

注（ ）は、初回伐採の伐期齢である。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

a 主伐については、(イ)の主伐についての留意事項によることとする。

b 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(I) 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

ウ その他必要な事項

(ア) 主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢

主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は、主要樹種ごとに連年成長量が最大となる林齢を基準として、森林生産力が著しく阻害されない林齢を勘案し、次のとおりとする。

単位 林齢：年

森林計画区	樹種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ その他 広葉樹
木曽谷	25	30	25	20	35	50

注 ただし、次の森林は除く。

森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に存する森林。  
保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林であって伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限をうけているもの

病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分として(イ)で定める森林

試験研究の目的に供している森林、その他これに準ずる森林

- (イ) 老齢林である等の理由により伐採を促進すべき林分  
該当なし

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

#### 4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

造林をすべき樹種は、適地適木を旨として、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、地域における経済的条件等を勘案し、選定することとする。

(ア) 人工造林をすべき樹種

人工造林における造林すべき樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツ等とする。

(イ) 天然更新補助作業の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、ヒノキ、サワラ、アカマツ、ブナ等の有用天然生樹種等とする。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を基準とし、天然生稚幼樹の発生状等に依りて調整する。なお、保安林にあっては、保安林の植栽本数の基準により行う。

単位 本 / ha

スギ	ヒノキ	カラマツ
3,000	3,000	2,300
2,500 ~ 3,500	2,500 ~ 3,500	2,000 ~ 2,500

注 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得ら

れる本数におおむね相当する本数を基準とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整する。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

a 地拵の方法

植生、地形、気象、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じ、地力の維持及び林地保全等に留意して全刈地拵又は筋刈地拵を実施することとする。なお、有用天然生稚幼樹は積極的に育成することとし、地拵時に保残するよう努めることとする。

b 植付の方法

適正に管理された苗木を用い、気象条件及び苗木の生理に配慮して適期に実行し、確実な活着を期するとともに初期生長の増進に努めることとする。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

a 地表処理

笹生地においては、種子の着生と稚樹の発生を図るため、現地の実態に応じて主伐の1～2年前に薬剤の散布を行うこととする。

主伐後に下層植生や腐植の堆積等により、落下した種子の着床、稚樹の発生及び生育が阻害されると予想される箇所については、かき起こし、枝条整理等を行い、現地の実態に応じて薬剤の散布を行うこととする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、下層植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払い及び現地の実態に応じて薬剤の散布を行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

天然下種更新の状況に応じて「天然更新補助作業の対象樹種」に基づく樹種について必要な本数の植込みを行うこととする。

ウ その他必要な事項

(ア) 伐採跡地の更新すべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林を行う伐採跡地は原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新させることとする。

(イ) その他

育成複層林施業導入面積

単位 面積：ha

区	分	面	積
総	数		3,301

( 2 ) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表 4 のとおり計画する。

## 5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

( 1 ) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

(ア) 間伐開始の時期は、林冠がうっ閉して林木相互間の競合が生じ始めた時期を目安に行う。

具体的には密度管理図の収量比数( $R_y$ )を基準としスギ・ヒノキについては 0.70、カラマツについては 0.65、アカマツについては 0.80 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。また、複層林移行後の上層木については、下層木の生育を確保するため収量比数 0.30 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。

(イ) 間伐の繰り返し期間は、おおむね 10 ~ 15 年(間伐率や樹種等に応じて適切に設定)を目安として間伐を繰り返し、適正な林分構造の維持に努めることとする。

(ウ) 間伐率は、林分密度に応じて適切に定めることとし、おおむね材積比率で 20 ~ 35 % (法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内)とする。

(エ) 育成複層林施業においては、上層木の間伐時(中間伐採)に下層木の間伐も実行する。

(オ) 間伐木の選定に当たっては、立木の配置を基に残存木の質的向上に配慮しつつ、間伐木の利用面も考慮しながら行うこととする。なお、個体間の生長、形質の差が小さい初回間伐は、高性能林業機械を活用した効率的な列状間伐を積極的に実施する。

イ 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の標準的な方法

(ア) 育成単層林施業

次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

育成単層林保育実行標準表

保育の種類	樹種	実施時期	実施林齢・回数	備考
下刈	スギ	6月上旬～ 8月中旬	6年生まで 年1回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生、気象条件等、現地の実態に応じて、全刈り又は筋刈りを行い、笹生地については薬剤散布を併用する。</li> <li>・雑草の繁茂が著しい箇所は、年2回とする。</li> <li>・下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。</li> <li>・造林木の生育に支障とならない有用天然木は積極的に保残し、造林木と併せて育成する。</li> </ul>
	ヒノキ	6月上旬～ 8月中旬	7年生まで 年1回実施	
	アカマツ	6月上旬～ 8月中旬	4年生まで 年1回実施	
	カラマツ	6月上旬～ 8月中旬	4年生まで 年1回実施	
つる切	全樹種	5月上旬～ 10月下旬	下刈終了後 1～2回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除伐作業と平行して実施する。</li> </ul>
除伐	全樹種	6月中旬～9月 下旬を中心として1年中	下刈終了後3 ～11年の間に 1～2回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来活用が期待される有用天然木は、積極的に保残し、造林木と併せて育成する。</li> </ul>

枝打ちの標準的な方法

「きそひのき」(人工林ヒノキ)の銘柄化及び木曽ヒノキの代替材生産を踏まえ、次表を標準として実施することとする。

保育の種類	樹種	生産目標	枝打開始時期	回数	枝打ち高	備考
枝打ち	ヒノキ	無節芯持 柱材	平均胸高直径 が6cmの時期	2回	3.5m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝の巻き込み等を考慮して枝打ち部位の径級が7cm以下の時期に行う。</li> </ul>
		柱材・造 作材	平均胸高直径 が6cmの時期	4回	6.3m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産目標に沿った採材が見込まれる林木について行う。</li> <li>・樹液の流動が休止している晩秋から早春までのうち厳寒期を除いた時期に実行する。</li> </ul>

(1) 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し必要に応じて実施する。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

## 6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の公益的機能の維持増進を特に図るため、地形、地質、土壌等の自然的条件及び林道の整備状況等を勘案し、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能といった公益的機能が高い森林を公益的機能別施業森林とし、複層林施業又は長伐期施業等を積極的に推進する。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域

#### ア 「水土保持林」の区域

水土保持林の区域については、別表5(5-1)のとおり定める。

#### イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5(5-2)のとおり定める。

#### ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域

伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域については、別表5(5-3)のとおり定める。

### (2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

#### ア 水土保持林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、伐採面積の縮小・分散及び伐期の長期化を図る。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導に当たっては、必要に応じて広葉樹を植栽する等により、針広混交林化を積極的に推進する。

なお、天然力を活用することによって、的確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林施業、天然生林施業によることとする。

#### (ア) 育成単層林施業の方法

a 主伐を行う標準的な時期は、下表の林齢以上とする。

○ 通常伐期

単位 林齢：年

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	その他広葉樹
林齢	50	75	60	60	85	70

## ○ 長伐期

単位 林齢：年

樹種	スギ	ヒノキ	カラマツ	左記以外の樹種
林齢	140	200	100	通常伐期の伐期齢の2倍以上

- b 一箇所当たりの伐採面積は、おおむね 5ha 以下（法令等による伐採面積の上限が 5ha 未満の場合にあっては当該制限の範囲内）とする。
- c 伐区の設定は、交互伐採方式により地域的、箇所的分散を図り、小流域単位で見た時にモザイク的配置となるようにする。
- d 更新は、4（1）に定める「造林に関する基本的事項」に従って実施する。
- e 下刈、つる切、除伐等の保育は、5（1）イに定める「保育の標準的な方法」に従って実施する。
- f 間伐は、5（1）アに定める「間伐の標準的な方法」に従って実施する。

## (イ) 育成複層林施業 [ 複層林施業 ] の方法

- a 複層伐を行う標準的な時期は、下表の林齢以上とする。

単位 林齢：年

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹
林齢	60	75	60	60	85

- b 一箇所当たりの伐採面積は、おおむね 5ha 以下（法令等による伐採面積の上限が 5ha 未満の場合にあっては当該制限の範囲内）とする。
- c 伐区の設定は、交互伐採方式により地域的、箇所的分散を図り、小流域単位で見た時にモザイク的配置となるようにする。
- d 複層伐の伐採率は 50 % 以下とする。
- e 植栽は、造林の標準的な方法において定める植栽本数に伐採率を乗じて得られる本数を標準とし、2 年以内に植栽する。  
造林樹種はスギ・ヒノキ等を主体とし、天然更新した広葉樹も適切に育成することにより、公益的機能の高い森林を造成する。
- f 下刈、つる切、除伐等の保育は、育成単層林施業の方法に準じて行う。
- g 下層木の生育及び下層植生の適正な維持に必要な林内照度を確保するため、現地の実態に応じて枝払いを行う。

- h 間伐は、育成単層林施業の方法に準じて行う。
- i 上層木の間伐は、植栽した下層木の生育に必要な林内照度を 30 %以上確保するため、上層木の収量比数が 0.75 を超えることとならないよう必要に応じて間伐を行う。
- j 上層木の伐採を行う時期は、標準伐期齢の 2 倍の林齢とする。ただし、カラマツは 100 年とする。
- k ただし、植栽によらなくても主伐後 2 年以内に更新完了が可能な林分については、更新を天然下種第 1 類とすることができる。

(ウ) 育成複層林施業 [ 育成天然林施業 ] の方法

a 漸伐施業の方法

- (a) 主伐を行う標準的な時期は、下表の林齢以上とする。

		単位 林齢：年	
樹種	木曾ヒノキ、サワラ等	広葉樹	
林齢	200	120	

- (b) 一箇所当たりの伐採面積は、おおむね 5ha 以下（法令等による伐採面積の上限が 5ha 未満の場合にあっては当該制限の範囲内）とする。
- (c) 伐区の設定は、交互伐採方式により地域的、箇所的分散を図り、小流域単位で見た時にモザイク的配置となるようにする。
- (d) 伐採は、下種伐及び後伐の 2 回の伐採を行うことを基本とする。  
下種伐は、伐前地拵後、伐採率 40 ~ 50 % 程度の伐採を行い、稚樹の発生を図る。  
後伐は、稚樹の発生後、更新完了となった時点で、保残木を伐採する。
- (e) 更新は、4 ( 1 ) イに定める「造林の標準的な方法」に従って実施する。
- (f) 保育作業は、現地の実態を十分把握しながら必要に応じて実施する。

b 択伐施業の方法

- (a) 主伐を行う標準的な時期は、人工林については育成単層林施業の通常伐期の林齢以上とし、天然林については漸伐施業の林齢以上とする。

(b) 一箇所当たりの伐採面積は、おおむね 10ha 以下する。

(c) 伐採は、更新させる樹種の特性を勘案し単木択伐（点状択伐）及び群状択伐とする。

伐採率は、30 %以内程度（法令等による伐採率の上限が 30 %未満の場合にあっては当該制限の範囲内）の伐採を行い、稚樹の発生を図る。

(d) 更新は、天然下種第 1 類とし、薬剤処理等の更新補助作業を行う。

(e) 保育は、漸伐施業の方法に準じて行う。

#### (I) 天然生林施業の方法

a 主伐を行う標準的な時期は、漸伐施業の林齢以上とする。

b 伐採方法は、現況の森林を維持することを目的とした択伐とする。

c 伐採率は、30 %以内（法令等による伐採率の上限が 30 %未満の場合にあっては当該制限の範囲内）とする。

d 更新は、天然下種第 2 類とする。

#### イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じて植生の復元等を実施するほか、野生鳥獣との共存となる森林において、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。さらに、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

#### （施業の方法）

a 主伐を行う標準的な時期は、標準伐期齢を下回らない林齢とする。

b 伐採方法は、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、原則として伐採は行わない。森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場として利用される森林については、各々の国有林野の持つ森林の整備目標により、択伐（伐採率は 30 %以内）、漸伐（伐採率は 50 %以内）あるいは複層伐（伐採率は 60 %以内）による育成複層林施業及び皆伐による育成単層林施業を行う。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による育成複層林施業とする。

c 更新は、皆伐施業、複層林施業にあつては、郷土樹種を中心に気候、土壌、標高等の立地条件、既往造林地等総合的に勘案した樹種とし、植栽本数については、4（1）イ(ア)に定める「人工造林の植栽本数」を基本に保残木の状況及び天然稚幼樹の更新状況に応じて植栽本数を調整する、漸伐施業、択伐施業にあつては、天然下種更新第 1 類を原則とし現地の実態を勘案して必要に応じて地表処理、刈り出し、補助植込み等を行う。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法  
該当なし

## 7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、2（2）アに定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとする。

開設する林道の路線配置及び規格・構造等の基本的な考え方については、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。

#### ア 「水土保全林」の場合

水源かん養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密度な路網を整備する。

その際には、急傾斜地等崩壊の危険性の高い箇所を回避し整備するなど、地形の改変と抑制とのバランスを図ることとする。また、必要に応じて排水対策に資する施設の配置や運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

#### イ 「森林と人との共生林」の場合

保健文化機能を重視する森林のうち、自然とのふれあいの場として国民の利用に供する森林において、林道、作業道といった森林へのアクセス等に必要な林内路網

の整備を行う場合、景観や生態系の保全に十分な配慮をした線形や施設を選択する。  
林道については、利用者の利便性確保の観点から必要な規格、構造とする。  
また、景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とする。

#### ウ 「資源の循環利用林」の場合

木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、路網整備を計画的に推進することとする。

#### エ その他必要な事項

(ア) 開設に当たっては、森林の利用形態等に応じた規格・構造の柔軟な選択、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するとともに、コストの縮減を図りつつ、計画、設計及び施工の段階では周囲の環境との調和を図ることとする。

(イ) 適切かつ効率的な森林施業を推進するために、公道や民有林林道等と有機的に連絡のとれた林道の開設に努める。

(ウ) 継続的な施業が見込まれる育成単層林施業及び育成複層林施業の対象地にあつては、林道と簡易で耐久性のある作業道等の適切な組合せによる林内路網としての整備を推進する。

#### (2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり計画する。

#### (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

## 8 森林施業の合理化に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保

本計画区における国有林登録事業体は、一部に規模の大きい事業体が見られるが、小規模な事業体も少なくない。これら事業体の現場従業員の年齢構成では50歳以上が約6割を占め、依然として高齢化の傾向にある。

このような状況の中、流域管理システムの確立を図る上で経営体質の強い林業事業体の育成が重要な課題であり、県が「長野県ふるさと森林づくり条例」に基づき策定する「森林づくり指針」に定める林業事業体及び森林関連産業に携わる技能を有する人材の育成、高性能林業機械の導入等に関する施策への協力や、流域林業活性化協議会等への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的・計画的な発注に努

めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業事業体の育成・強化を図り、これを通じ、優れた林業労働者の確保・育成に努めることとする。

#### (2) 林業機械の導入の促進

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組を進める。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムを構築する。さらに、オペレーターの養成、高性能機械による作業を考慮した路網整備等の取り組みに対し、積極的な協力を努めることとする。

#### (3) 作業道の整備

作業道の作設に当たっては、高性能林業機械等を用いた効率的な作業システムに対応し得るよう簡易で耐久性のある構造での整備に努めることとする。

また、民有林の作業道等の配置等を勘案し、民有林と国有林の連携を図り、効率的な森林施業の実施に努めることとする。

#### (4) 林産物の利用促進のための施設の整備

「きそひのき」(人工林ヒノキ)の銘柄化、木曽ヒノキ等の需要動向、木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、関係者一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、公共施設の木造化、内装材の木質化、土木事業への活用及び木質バイオマス利用等の取り組みに対し、積極的な協力を努めることとする。

#### (5) その他必要な事項

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

### 9 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表8のとおり定める。

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法については、別表9のとおり定める。

### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土砂の切り取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、関係法令を遵守し、必要な手続きの後実施することとし、林地の保全に十分留意するとともに、気象・地形・地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的・内容等を総合的に勘案し、実施区域の選定を適切に行うこととする。

また、土砂の切り取り、盛土を行う場合には、法面勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工・土留工等の防災施設、水の適切な処理のための排水施設の設置及び環境保全等のための森林の適正な配置等、適切な対策を講じることとする。

その他の土地の形質変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講じることとする。

## 10 保安施設に関する事項

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を別表10のとおり定める。

### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表11のとおり定める。

### (3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量については、別表12のとおり計画する。

## 11 その他必要な事項

### (1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表13のとおり定める。

### (2) 森林の保護及び管理

#### ア 森林の保護及び管理の方針

森林の保護及び管理については各種被害に対する予防に重点を置き、各種被害の早期発見に努め、適確な防除対策を講じて健全な林分の育成に努める。

(ア) 松くい虫の被害に対しては、松くい虫防除対策協議会等の場を通じて民有林と協調

しつつ、より効果的な防除を進めることとする。

ニホンカモシカ及びニホンジカの被害については、防護柵の作設、プラスチック製プロテクターの効果的な設置及び忌避剤等の使用により、造林地等における食害を未然に防止することとする。

また、長野県における鳥獣の適切な保護管理を推進するための有害鳥獣駆除及び各種被害対策の充実や策定された「特定鳥獣保護管理計画」の実施に対して、関係市町村等との連携を図りつつ、必要な協力を行うこととする。

野兔、野鼠の被害及び病虫害等については、森林の巡視等による早期発見に努め適切な防除に努めることとする。

- (イ) 気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。
- (ウ) 本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング、スキー等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者に利用されていることから、高山植物をはじめとする貴重な動植物の保護、山火事の防止、樹木・土石等の盗採掘防止等が重要である。このような人為被害に対しては、森林の巡視及び森林保護についての啓蒙普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図り未然防止に努めることとする。

#### イ 森林の巡視に関する事項

前記アの諸被害が発生する恐れがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

#### ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓蒙普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、関係市町村と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 面積：ha

区 分		森林の機能区分	森林の所在（林班）	面 積
総 数		木材等生産		40,771.67
		水源かん養		83,614.84
		山地災害防止		28,278.84
		生活環境保全		
		保健文化		23,342.95
市 町 村 別 内 訳	上松町	木材等生産	1,11~17,21~22,26~27,29~37, 39~74,77~81,85,120~225,238~241, 245,251,253~256,301~303, 306~308,310~317,319,321, 324~325,345 上松町官造 1~5	5,137.06
		水源かん養	1,4,7~8,10,16~20,23~25,29~53, 55~59,65,67,69,71,73~127, 131~207,223,238~256,301~342, 345~359-2 上松町官造 1~5	9,435.05
		山地災害防止	1~13,16~17,19~28,55,62,69,81, 84,91,98,152~153,160,198~199, 203~205,208~209,218~219,223, 225,243,251,329~334,336~357, 358-2~359-2 上松町官造 1,4~5	3,830.89
		保健文化	21~27,53~55,61~62,65~70, 72~73,79~122,131~135,137~138, 143~146,208~210,317~331, 333~334,337~338,341~344, 346~352,358-1~359-2	4,339.89
	南木曾町	木材等生産	1,5~10,12~74,76~113,115~117, 119,301~308,310~317,319~325, 329,331~332,339,342~361, 363~365,372~374,381~420,459, 505~506,512,516~517,519~520, 522,524~536,538~542,545, 549~560,562~564,566~574, 584~592,595,600~601,608~609, 611~613,615~623,626~627, 629~653,655~676,679~682,	8,083.84

単位 面積：ha

区 分	森林の機能区分	森林の所在（林班）	面 積
市 町 村 別 内 訳	南木曾町	木材等生産 686~687,692~693,702~707,1247, 1256,2101~2120,2125~2143 南木曾町官造 2,4~6	
		水源かん養 1~12,15,19~20,22,24~25,28~30, 33~40,43~82,84,86~88,90~92, 95~97,99~101,104~105,107~109, 114,301~429,431,434,437,443~ 444,450~451,454~455,460~461, 501~693,704,708,2101~2129,2131, 2133~2136,2138,2141~2144 南木曾町官造 2~7	12,360.59
		山地災害防止 1~2,4~9,12~13,69~77,79~85,89, 98~99,106~119,303~304,306~311, 313,315~350,352,354~366, 368~373,375,378~381,383~394, 397,401~402,409~414,424~463, 501~524,526~553,555~557, 559~564,566~573,586~593, 601~609,611,616,619~623,636, 658~662,667~687,690,692~693, 702~708,1247,1255~1256, 2102~2117,2126-1~2146 南木曾町官造 2~7	7,972.32
		保健文化 41~42,45,60,92,94,326~328, 335~338,376~380,386,424~435, 501~506,513~524,565,573~574, 575~589,593~598,677~680, 690~693,702,707,2116-2~2118, 2120~2129,2138 南木曾町官造 5,7	2,388.23
	木祖村	木材等生産 1001~1008,1010~1016,1018~1030, 1032~1036,1040,1042,1045~1055, 1061~1062,1064,1069,1072~1074, 1077~1088,1090~1106,1108, 1112~1113,1115,1117~1119, 1121~1125,1128~1136,1138~1147,	4,323.35

単位 面積：ha

区 分	森林の機能区分	森林の所在（林班）	面 積	
市	木祖村	木材等生産	1153~1214,1218~1220	
		水源かん養	1001~1074,1077~1214,1217~1220	7,830.64
		山地災害防止	1019,1025,1027,1034~1036, 1038~1043,1045~1047,1055,1139	355.57
		保健文化	1030~1031,1056,1095~1096, 1118~1119,1133,1136,1187,1193, 1217~1218	300.04
町	王滝村	木材等生産	2001~2016,1019,2024~2026,2033~ 2034,2044~2046,2053~2061,2069, 2072,2077~2107,2109~2132,2134~ 2143,2145,2148~2149,2154~2157, 2160,2179~2182,2190,2192~2194, 2197~2206,2208~2270,2274~2293, 2301~2323,2325~2326,2334~2338, 2340~2349,2357,2371~2374,2377~ 2385,2387~2406,2408~2412,2414~ 2417,2421~2422,2424~2425,2431~ 2434,2437,2442~2452,2454~2460, 2501~2520,2524~2526,2532~2535, 2544~2549,2551~2579,2581~2590, 2592~2604,2613~2617,2621~2644, 2646,2650~2651,2653~2654,2656~ 2662,2666,2670,2674,2704~2727, 2729~2740,2743~2744,2748,2752, 2754~2755,2766~2770,2772,2778~ 2787,2790~2801,2803,2814~2816, 2818,2820~2822,2926~2929,2931~ 2937 王滝村官造 1~2	12,749.30
		水源かん養	2001~2293,2301~2459,2501~ 2590,2592~2654,2656~2727,2729~ 2788,2790~2822,2926~2929,2931~ 2937 王滝村官造 1~2	25,852.58
		山地災害防止	2007~2015,2084,2101,2370,2372, 2377,2387,2930	172.48
		保健文化	2025~2034,2037~2041,2044~2045, 2055~2056,2137~2140,2201~2202,	5,379.42
別	内	記		

単位 面積：ha

区 分		森林の機能区分	森林の所在（林班）	面 積
市 町 村 別 内 訳	王滝村	保 健 文 化	2209~2210,2212~2214,2221,2301, 2303,2309~2311,2316~2317,2319~ 2320,2326~2334,2342~2343,2352~ 2354,2362,2387~2388,2423,2426~ 2430,2435~2441,2444~2449,2452~ 2453,2501~2502,2555,2574,2587~ 2588,2610~2611,2656,2666,2672, 2676,2680~2702,2711,2720~2723, 2725~2727,2729,2736,2742,2745~ 2747,2750~2753,2757~2765,2774~ 2777,2779~2781,2788,2790~2799, 2804~2808,2801~2811 王滝村官造 1~2	
	大桑村	木 材 等 生 産	1001~1006,1012~1016,1019, 1021~1035,1037,1041,1044~1045, 1050~1053,1057~1098,1100~1117, 1119~1135,1137~1140,1144~1154, 1157~1163,1165~1171,1173~1178, 1180~1182,1185~1186,1188~1240, 1243,1245~1247,1252~1254,1301~ 1302,1304~1314,1316~1320,1337~ 1343,1346~1348,1381~1384,1388~ 1394,1398,1400~1401,1403,1405~ 1411,1413~1418,1427 大桑村官造 4,7~8,11~12	6,595.39
		水 源 か ん 養	1001~1004,1009~1010,1014~1022, 1024~1031,1034~1038,1040~1044, 1047,1050~1051,1053~1056,1061~ 1070,1076,1078~1079,1081,1084~ 1133,1135~1136,1140~1146,1148, 1152~1154,1158,1160~1170,1172~ 1194,1197~1199,1201~1204,1206~ 1207,1209~1211,1213~1216,1218~ 1219,1221~1224,1226,1229,1231, 1233,1236,1239~1241,1244,1246, 1250~1252,1254,1301~ 1432, 大桑村官造 4,7~9,11~12	15,989.59

単位 面積：ha

区 分	森林の機能区分	森林の所在（林班）	面 積
市 町 村 別 内 訳	大桑村	山地災害防止 1002~1006,1056,1062~1063,1069~ 1071,1073,1154~1160,1171~1173, 1190~1192,1238~1247,1250~1254, 1301~1309,1312~1347,1349~1362, 1354~1371,1373~1374,1376~1418, 1420~1432 大桑村官造 8	10,844.75
		保 健 文 化 1069~1071,1073,1083~1086,1090~ 1093,1096~1097,1101~1102,1204~ 1208,1232~1235,1238~1240,1242~ 1245,1321~1334,1336,1339,1355~ 1356,1360~1373,1376~1377,1386~ 1387,1393~1397,1399~1402,1410~ 1412,1414~1418	6,374.58
	木曽町	木 材 等 生 産 257~258,261~273,502~508,511~ 524,529~537,540,542~545,547~ 555,557~571,573~586,603~604, 624~625,631,635,659,664~673, 704~709,713~714,723~726,729~ 733,736~746,750~760,804,810~ 811,823~824,827~830,833~836, 838~844,846~854,860,865~867, 871~874,878,882~883,887,891~ 892 日義村官造 1 開田村官造 1,5~7 三岳村官造 1,4~5	3,882.73
		水 源 か ん 養 257~273,502,506~514,516~553, 555~560,562~586,601~620, 622~625,630~652,654~673, 705~715,718~719,721~725, 727~760,801~844,846~891, 日義村官造 1 開田村官造 1~8 三岳村官造 1~2,4~7	12,146.39
		山地災害防止 264~267,506~513,515,517, 533~535,537~545,560~570, 610~625,643~644,646~664,667,	5,102.83

単位 面積：ha

区 分		森林の機能区分	森林の所在（林班）	面 積
市 町 村 別 内 訳	木曾町	山地災害防止	669~670,673,724~726,729,820~ 822,824,830~831,837,854~855, 859,861~881,885~887,889~890	
		保 健 文 化	261,585,640~658,660,662,664,710 ~713,720~726,801~818,824~832, 837,839,843~844,849~850,853~ 859,861~863,866~867,872~873, 876~877,879~880 開田村官造 1~8	4,560.79

- 注 1 森林の機能区分とは、森林の有する諸機能を木材等生産機能、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の 5 機能に包括区分したものであり、それぞれの機能については 3 段階の評価区分（H 高、M 中、L 低）を行っている。
- 2 木材等生産機能は評価区分が H 及び M の箇所を、それ以外の機能については H の箇所を記載している。なお、各機能は重複している場合がある。

別表 2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考（現況）		
				水 土	共 生	循 環
面 積	育成単層林	35,620	33,466	31,993	1,144	2,483
	育成複層林	1,425	4,728	1,099	6	320
	天然生林	44,204	42,794	29,821	14,225	158
森林蓄積 (m <sup>3</sup> / ha)		222	237			
林道整備率 (%)		73	75			

- 注 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりである。
- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>1</sup>により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐<sup>2</sup>等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層<sup>3</sup>を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する

施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 参考（現況）については、平成18年3月31日現在の数値である。なお、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

<sup>1</sup> 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

<sup>2</sup> 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

<sup>3</sup> 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：千 m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	(58) 1,769	(56) 1,703	(2) 66	(54) 1,018	(52) 976	(2) 42	(4) 751	(4) 727	(0) 24

注 ( ) は、公有林野等官行造林地で内書である。

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	1,562	2,257

別表5 公益的機能別施業森林の区域

## 5-1 「水土保全林」の区域

単位 面積：ha

区 分		森 林 の 区 域 ( 林 小 班 )	面 積
総 数			67,005.20
市 町 別 内 訳	上松町	1～13、14ろ～ほ、15～20、23～25、27ろ、は、 28～32、33ろ～ほ、34～47、48ろ～へ、49～52、 53い～は、口、54い～は、55い～ほ、ぬ、56、74～77、 78は、に、と～か、122い、イ、123、124ろ～へ、 125～130、131い～は、132い、133い、134い、ろ、 135い～ほ、と、136、137い、に、138い、139い、 は、に、140～142、143い～は、144い～は、ほ、 145ろ～へ、か、146い、は、に、147～148、 149ろ～わ、150ろ～に、151～197、198い、ろ、 に～わ、199は、ほ、200～202、203い、ろ、ほ～る、 204～207、238～357、 上松町官造1～5	6,718.44
	南木曾町	1～12、24～30、35～40、41い、42い、に、43～44、 45い～ぬ、46～55、56い、ろ、に～へ、57～59、 60い～は、ほ～へ、61い～へ、ち、62～65、66、 67ろ～り、68～91、92い、ろ、に～へ、93、94い、 ろ、に、95～107、108い、は、に、109～310、 311い、は～り、312～325、329～334、339～342、 343い、ろ、に～口、344、345ろ～ち、346い、ろ、 ほ～り、347～352、353ろ～と、354～362、363い、 は～へ、364～375、378い、379い、380い、ろ、381、 382ろ、は、383～385、386い～は、ほ、387～423、 436～512、513い、514ろ、に、516は～ほ、517ろ、 に、519ろ、520ろ～に、522ろ、に、524ろ～に、 525～566、567い～は、ほ、568ろ～イ、569い～イ、570 ろ～へ、ち～る、571～593、594い、ろ、に、596ろ、 597～614、615ろ～と、616ろ～と、617～619、 620ろ～ぬ、621～630、631い、ろ、に～り、る～た、 632～636、637ろ～た、638～678、679い、 680い～は、へ、と、ぬ、る、681い～ほ、と、 682い、は、ほ～ぬ、683～685、686い～ち、ぬ、 687～689、690は～ほ、と、691は、692い、693ろ、 702ろ、703～706、707い、708、1247～1256、 2101い～ち、ぬ～う、2102～2108、2109い、に～ぬ、 2110～2112-2、2113い、は～と、2114～2115、2116-1、	12,373.69

単位 面積 : ha

区 分	森 林 の 区 域 ( 林 小 班 )	面 積	
市 町 村 別 内 訳	南木曾町	2118い、2119、2120い~ち、2121い~ち、2122い、 は~ほ、2123 ~ 2124、2125い、は~と、2126-1は~へ、 2126-2へ、2127 ~ 2146、 南木曾町官造2 ~ 7	
	木祖村	1001 ~ 1029、1032 ~ 1055、1056い、ろ、1057 ~ 1094、 1095い、ろ、に~口、1096ろ、イ、1097い~か、 1098 ~ 1117、1118い、ろ、1119い、ろ、1120 ~ 1132、 1133い~と、り、1134 ~ 1135、1136い~に、 1137 ~ 1184、1185い~ぬ、わ~か、1186、 1187に~へ、1188 ~ 1193、1194は、へ、1195ろ、 と~り、1196ろ、は、ほ、1197い~に、と~ぬ、 1198い、は~へ、1199 ~ 1213、1214ろ~り、 1218ほ~と、り、ぬ、1219 ~ 1220	7,505.06
	王滝村	2001 ~ 2024、2025い、ろ、に、ほ、ち、イ、2026い、 2027い、2028い~に、2029い、は~ほ、2030は、ほ、 イ、2031い、ろ、に、2032い~は、2033い、ろ、へ、 2034い~は、ほ、2035 ~ 2036、2037い、2038い~は、 2039い~は、2040い、は、2041い~は、2042 ~ 2043、 2044い~は、2045い~は、2046 ~ 2054、2055い、ろ、 2056い~ほ、2057 ~ 2102、2103い、は~イ、 2104 ~ 2136、2138い、は~ほ、2139い、は~ほ、 2140い~に、2141 ~ 2200、2201い、ろ、に、イ、 2202は、2203 ~ 2208、2209い~ほ、と~れ、2210い、 2211、2212い、は、2213い、は~る、2214い、は、 2215 ~ 2220、2221ろ~イ、2222 ~ 2293、2302、 2304 ~ 2308、2312、2313ろ~ぬ、2314い~は、 ほ~と、2315い、イ、2318、2319い、2320い、 2321 ~ 2325、2326い、2334い、2335 ~ 2341、 2342い、2343二、2344 ~ 2351、2355 ~ 2386、 2387い、は、2388い、2389 ~ 2422、2424 ~ 2425、 2431 ~ 2434、2452に、ほ、八、二、2454、 2455ろ~口、2456ろ~ほ、2457 ~ 2459、2460ろ~ほ、 と~二、2502 ~ 2507、2508い~は、ほ~わ、 2509 ~ 2533、2534い~ち、2535 ~ 2551、2553 ~ 2554、 2556 ~ 2573、2574ほ~ち、2575 ~ 2586、2588ろ、 2589 ~ 2609、2610い~に、2611い~ほ、2612 ~ 2654、 2656は、に、2657 ~ 2679、2702い、は、2703 ~ 2719、 2720い、2721い、は~に、2722い~ほ、と、ち、	20,640.31

単位 面積 : ha

区 分	森林の区域（林小班）	面 積
市 町	王滝村 2723 ~ 2724、2725 ろ、2726 ろ~ぬ、2727 に~ち、 ぬ~か、2729 ろ~へ-2、2730 ~ 2741、2743 ~ 2744、 2748 ~ 2749、2751 い、に、2752、2753 い、は、 2754 ~ 2756、2766 ~ 2773、2778 ~ 2779、 2780 い~に、へ~た、2781 ~ 2787、2790 に、ほ、 2791 ろ、は、か、2792 い、は、へ、ち、2793 い、ろ、 と~ぬ、わ、か、た、れ、2795 い、は、ほ~る、 2796 い、ろ、ほ~た、2797 い、は~ち、2798 い~に、 へ、と、り、2799 い、に、ほ、2800 ~ 2803、2809、 2812 ~ 2931、2932 い~に、2933 ~ 2937、 王滝村官造 1 ~ 2	
村 別 内 訳	大桑村 1001 ~ 1006、1038 ~ 1068、1084 い、1085 い~と、 1086 い~に、1087 ~ 1089、1090 い~へ、1091 ろ~ち、 1092 い~は、1093 い、ろ、に~へ、1094 ~ 1095、 1096 ろ~ち、1097 い、1098 ~ 1100、1101 い、ろ、 に~イ、1102 い~に、へ~と、口、1103 ろ~へ、 1104 ~ 1129、1130 い、は~ぬ、1131 ~ 1203、1204 い、 ろ、に~口、1205 い~に、1206 い~に、1207 い~へ、 1208 い~は、1209 ~ 1229、1230 い~ち、ぬ~わ、 1231、1232 い、ろ、に~わ、1233 は~ぬ、1234 い、 1235 い~に、へ、1236 ~ 1237、1238 い~ほ、1239 い、 1240 い~ほ、1241、1245 ろ~に、1246 ろ~は、 1247 ~ 1320、1321、1335 ~ 1359、1360 い、は、 1367 い、は、に、1368 い~は、へ、イ、1371 ~ 1372、 1374 ~ 1375、1378 ~ 1394、1398、1400 い、に~り、 1401 ~ 1410、1411 い、は、1413 ~ 1417、1418 ほ、 1419 ~ 1432、 大桑村官造 4、7、8、9、11、12	10,485.69
	木曾町 257 ~ 260、261 い~と、り~ぬ、262 ~ 513、514 い、 515 ~ 578、579 い~は、ほ、580 ~ 584、585 は、 と~た、586 ~ 642、645 ~ 646、647 い、653 い、ろ、 に、ほ、654 い~は、655 い~に、イ、656 ~ 664、 665 ろ~と、666 ろ~ち、667 ~ 721、727 ~ 751、 752 い~は、ほ~イ、753 ~ 760、819 ~ 824、828 へ、 829 い~に、へ、と、830 ろ~口、831、833 ~ 838、 839 い~に、ち~る、840 い、841 い、ろ、に~ぬ、842、 844 ~ 848、850 い~り、851 ~ 852、853 い~ち、 イ~ハ、855、859 ~ 862、864 ~ 865、	9,282.01

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 ( 林 小 班 )	面 積
木曾町	866 ろ、867 ろ、868 ~ 871、872 ろ、873 ろ、874 ~ 875、 876 い、ろ、877 い、ろ、878、879 い、ろ、880 い、 881 ~ 892、 日義村官造 1、開田村官造 1 ~ 8、三岳村官造 1 ~ 7	

注 全小班が該当している林班は、林班名のみ記載。

5-2 「森林と人との共生林」の区域

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 ( 林 小 班 )	面 積	
総 数		19,526.74	
市 町 村 別 内 訳	上松町	21 ~ 22、26、27 い、53 に~イ、54 に~へ、 55 へ~り、61 は、に、62 ろ、に、イ、ロ、65 は、 66 ろ、イ、67 は、68 ろ、は、イ、69 ろ、70 ろ、72 ろ、 73 い、ろ、79 ~ 121、122 ろ、131 に、ほ、132 ろ、 133 ろ、134 は、135 へ、ち~ぬ、137 ろ、は、138 ろ、 143 に、144 に、へ、145 と~わ、146 ろ、208 い、 り~る、209 に~八、210 ほ、358-1 ~ 359-2	3,158.77
	南木曾町	41 ろ~イ、42 ろ、は、イ、45 イ、60 に、61 と、92 は、 イ、94 は、326 ~ 328、335 ~ 338、376 ~ 377、378 ろ、 379 ろ、379 ろ、380 は、386 に、424 ~ 435、513 ろ、 514 い、は、515 い~は、516 い、ろ、へ、517 い、は、 ほ、518、519 い、520 い、521、522 い、は、523、 524 い、594 は、595、596 い、679 ろ、680 ち、り、690 い、ろ、へ、691 い、ろ、692 ろ、693 い、は、に、 702 い、イ、707 ろ、2116-2、2117 い、ろ、2118 ろ、 2120 イ、2121 イ、2122 ろ、2125 ろ、2126-1 い、ろ、 2126-2 い~ほ、と~り	1,370.16
	木祖村	1030 ~ 1031、1056 は、1095、1096、1118 は、1119 は、 1133 ち、イ、1136 ほ、1187 い~は、と、1217、 1218 い~に、ち、る	273.43
	王滝村	2025 は、へ、と、り、2026 ろ~に、2027 ろ、 2028 ほ~る、2029 ろ、へ、と、2030 い、ろ、に、 2031 は、2032 に、2033 は~ほ、と~り、2034 に、 へ、と、2037 ろ、2038 に、2039 に、ほ、2040 ろ、 に、ほ、2041 に、2044 に、ほ、2045 に、2055 は、 2056 へ、2137 い、2138 ろ、2139 ろ、2140 ほ、2201 は、 2202 い、ろ、2209 へ、2210 ろ、2212 ろ、2213 ろ、 2214 ろ、イ、ロ、2221 い、2301 い~イ、	5,119.08

単位 面積 : ha

区 分		森 林 の 区 域 ( 林 小 班 )	面 積
市 町 村 別 内 訳	王滝村	2303 い~八、2309 ~ 2311、2316 ~ 2317、2319 ろ~は、 2320 ろ~口、2326 ろ、2327 ~ 2333、2334 ろ、2342 二、 2343 い、イ、2352 ~ 2354、2387 ろ、に、二、2388 ろ ~イ、2423、2426 ~ 2430、2435 ~ 2441、2444 ろ、は、 2445 ~ 2448、2449 い~ほ、と~り、2452 い~は、イ、 2453、2501、2552、2555、2574 ろ~に、口、2587、 2588 い、2610 イ、2611 イ、2656 い、ろ、2680 ~ 2701、 2702、2720 ろ、は、2721 ろ、2722 へ、2725 い、 2726 い、2727 い~は、り、2729 い、2742 い、2745 ~ 2747、 2750、2751 ろ~は、2753 ろ、2757 ~ 2765、2774 ~ 2777、 2780 ほ、2788 ~ 2790 い~は、へ、2791 い、に~わ、 2791 わ、口、2792 ろ、に、ほ、と、り、2793 は~へ、 る、よ、2794 い~と、2795 ろ、に、2796 は、に、 2797 ろ、2798 ほ、ち、2799 ろ、は、2804 ~ 2808、 2810 ~ 2811	
	大桑村	1069 ~ 1070、1071 ろ、ほ、1073 と~イ、1083 へ、ち、 か~れ、1084 ろ、1085 ち~ぬ、1086 ほ、1090 と、 1091 い、1092 に、ほ、1093 は、と、1096 い、1097 ろ、 1101 は、1102 ほ、ち、1204 は、八、1205 ほ、へ、 1206 ほ、へ、1207 と、1208 に、ほ、1232 は、1233 い、 ろ、1234 ろ、1235 ほ、1238 へ、1239 ろ、1240 へ、と、 1242 ~ 1244、1245 い、1321 ろ、1322 ~ 1334、 1360 ろ、1361 ~ 1366、1367 ろ、1368 に、ほ、 1369 ~ 1370、1373、1376 ~ 1377、1395 ~ 1397、1399、 1400 ろ~は、イ、1411 ろ、に、1412、1418 い~に、 へ~八、	5,956.89
	木曾町	261 ち、585 い~ろ、に~へ、643 ~ 644、647 ろ、 648 ~ 652、653 は、へ、口、654 に~イ、655 ほ~と、 722 ~ 726、801 ~ 818、825 ~ 827、828 い~ほ、 と~る、829 ほ、832、839 ほ~と、843、849、850 ぬ、 る、853 り、854、856 ~ 858、863、866 い、867 い、 872 い、873 い、876 は、に、877 は、879 は、880 ろ	3,648.41

注 全小班が該当している林班は、林班名のみ記載。

5-3 伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域  
該当なし。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類	位置 (市町村)	路線名	箇所 数	延長	利用区域			備考		
						面積	材 積				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	上松町	白川支線	1	0.27	143	2,422	739			
			小計								
		南木曽町	南 蘭	1	1.00	1,676	315,582	49,029			
			忠兵衛沢	1	0.50	213	30,755	2,456			
			中ノ沢	1	4.00	351	54,751	22,203			
			大井戸沢	1	0.50	153	32,579	881			
			富貴畑	1	0.50	248	57,655	6,711			
			鍋 割	1	3.00	331	58,769	1,515			
			ムクリ沢	1	0.55	85	13,311	255			
			小計	7	10.05	3,057	563,402	83,050			
		木祖村	尾頭沢池の沢連絡	1	0.48	1,025	164,001	38,290			
			小計								
		王滝村	瀬戸川高樽(上)	2	4.90	5,955	1,625,830	82,447			
			瀬戸川高樽(下)	1	3.30	5,955	1,625,830	82,447			
			助 六	1	2.30	422	94,529	3,101			
			大水無	1	0.50	269	53,202	7,290			
			小計	5	11.00	12,601	3,399,391	175,285			
		大桑村	小川殿	1	3.00	1,740	426,785	23,240			
			一の沢	1	0.50	150	29,560	6,618			
			クラシシ	1	2.00	217	58,218	1,604			
			小計	3	5.50	2,107	514,563	31,462			
		開設計				17	27.30	18,933	4,643,779	328,826	

注 利用区域の面積及び材積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

単位 延長：m

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	箇所数	延 長	備 考
拡張	路盤工外	上松町	分渡沢白川	6	400	
			灰沢下柿沢	6	400	
			下柿沢支線	6	200	
			赤沢中腹	4	100	
			ベ口沢	6	200	
			肥 沢	6	300	
			台ヶ峰	4	100	

単位 延長：m

開設拡張別	種類	位置 (市町村)	路線名	箇所数	延長	備考
拡張	路盤工外	上松町	下柿沢中腹	4	100	
			小計	42	1,800	
		南木曾町	柿其樽ヶ沢	4	100	
			浦川上山	3	100	
			浦川上山	1	50	永久橋化
			南 蘭	4	80	
			岩 倉	2	50	
			南 木 曾	6	120	
			南沢本谷	1	20	
			額 付	3	50	
			南 沢	2	40	
			ムクリ沢	5	150	
			富 貴 畑	1	30	
			忠兵衛沢	2	40	
			タルガ沢	1	30	
			奥 市 沢	2	50	
			赤ナギ沢	2	50	
			ナメリ沢	4	60	
			柿其本谷	1	30	
			ワラビ沢	2	30	
			白 口 沢	1	40	
			丸 山 沢	1	30	
			長者畑(床浪)	4	120	
			大沢(悪沢)	1	20	
			夕森田立	3	60	
			塚 野	1	30	
			飯盛併用	1	30	
	長 谷 川		2	50		
	小 計		60	1,460		
	路盤工外	木祖村	塩沢藪原	6	200	
			藪 原	6	200	
			味噌川枯尾	4	100	
			笹 川	8	400	
笹 尾 沢			6	300		
笹尾沢支線			4	100		
奈良の平			4	100		

単位 延長：m

開設拡張別	種類	位置 (市町村)	路線名	箇所数	延長	備考
拡張	路盤工外	木祖村	下押出沢	4	100	
			小計	42	1,500	
	路盤工外	王滝村	瀬戸川高樽	8	600	
			氷ヶ瀬小俣	8	600	
			御岳御厩野	6	400	
			ウグイ川支線	6	200	
			下黒沢	4	100	
			赤棚	6	200	
			赤棚支線	6	200	
			水無	6	200	
			鈴ヶ沢	6	200	
			大助谷	4	100	
			崩沢	4	100	
			唐谷	4	100	
			小計	68	3,000	
			路盤工外	大桑村	殿灰沢	3
	小川殿	2			60	
	阿寺ツツガヒゲ	5			120	
	柿其樽ヶ沢	4			100	
	浦川上山	3			80	
	薬師	3			60	
	野尻向	1			20	
	福べ沢	2			80	
	今朝沢	1			10	
	樽ヶ沢付知又	4			120	
	西山	1			30	
	小計	29			740	
	路盤工外	木曽町			畑福皆沢	6
			西野川千本松	8	600	
			西野中腹	4	200	
			高坪	4	100	
			栃洞	4	100	
小梨ヶ洞			4	100		
川戸沢			4	100		
末川支線			4	100		

単位 延長：m

開設拡張別	種類	位置 (市町村)	路線名	箇所数	延長	備考
拡張	路盤工外	木曽町	大柳	4	100	
			新高	4	100	
			西野川	4	100	
			唐沢	4	100	
			道官	4	100	
			カベ沢	4	100	
			小樽	4	100	
			小樽支線	4	100	
			中沢	4	100	
			黒石	4	100	
			小計	78	2,700	
拡張計				319	11,200	

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし

別表8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	備考		
総数		82,787.99			
市	上松町	29 ~ 52、56、73 ~ 207、238 ~ 256、 301 ~ 328、358-1	6,092.96	水源かん養保安林	
		4 ~ 16、329 ~ 357、358-2、359-1、 359-2	3,237.16	土砂流出防備保安林	
		上松町官造 1、4	59.18	砂防指定地・山災H	
	町		1 ~ 3、11、17、19 ~ 28、55、62、69、 199、203、208、209、218、219、223、 225、 上松町官造 5	453.54	山災H
			計	9,842.84	
村	南木曽町	1 ~ 12、45 ~ 106、301 ~ 423、 501 ~ 693、2101 ~ 2129	11,031.13	水源かん養保安林	
		107 ~ 119、424 ~ 463、702 ~ 708、 1247、1255、1256、2130 ~ 2143	2,143.68	土砂流出防備保安林	
		南木曽町官造 2、4、6、7	56.06	砂防指定地・山災H	
	別		8、13、702、2144 ~ 2146、 南木曽町官造 2 ~ 5	183.66	山災H
			計	13,414.53	
内	木祖村	1001 ~ 1037、1044 ~ 1214、 1217 ~ 1220	7,675.16	水源かん養保安林	
		1038 ~ 1043	145.18	土砂流出防備保安林	
		計	7,820.34		
	記	王滝村	2001 ~ 2293、2301 ~ 2453、 2501 ~ 2590、2592 ~ 2654、 2656 ~ 2727、2729 ~ 2788、 2790 ~ 2822	25,356.60	水源かん養保安林
			2930	6.92	山災H
		計	25,363.52		
	大桑村	1054 ~ 1068、1084 ~ 1133、 1160 ~ 1170、1174 ~ 1239、 1301 ~ 1428、 大桑村官造 11 ~ 12	14,123.07	水源かん養保安林	

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	備考	
市 町	大桑村	1001 ~ 1006、1154 ~ 1160、 1171 ~ 1173、1240 ~ 1247、 1250 ~ 1254、1429 ~ 1432	1,032.43	土砂流出防備保安林
		大桑村官造 8	12.09	砂防指定地・山災H
		1056、1062 ~ 1063、1069 ~ 1071、 1073	93.27	山災H
		計	15,260.86	
村 別 内 訳	木曾町	257 ~ 273、506 ~ 508、511 ~ 518、 520 ~ 547、557 ~ 571、601 ~ 609、 630 ~ 643、645、666 ~ 673、727 ~ 760、801 ~ 844、846 ~ 862、864 ~ 875、877 ~ 883	7,366.96	水源かん養保安林
		507 ~ 511、610 ~ 625、643 ~ 644、 646 ~ 664、854 ~ 855、863、874 ~ 878	3,440.86	土砂流出防備保安林
		726	19.38	土砂崩壊防備保安林
		556、572、722 ~ 725	125.95	干害防備保安林
		885 ~ 890	132.75	山災H
		計	11,085.90	

注1 砂防指定地、山災H欄は、保安林以外の林地保全森林における砂防指定地、山災Hの箇所を計上している。

2 山災Hとは、山地災害防止機能の略称で機能が低いということである。

別表9 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法  
該当なし

別表 1 0 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数（実面積）	82,555	
水源かん養のための保安林	72,280	
災害防備のための保安林	10,117	
保健、風致の保存等のための保安林	2,627	

注 保安林総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

10-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定・解除別	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域（林班）			
指定	水源かん養	南木曾町	2144 ~ 2146	84	水源のかん養のため	
		大桑村	1007 ~ 1014、1038 ~ 1053、1056 ~ 1063、1064、1065、1067、1068、1069 ~ 1083	1,254		
		計		1,338		

注 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

10-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
該当なし

別表 1 1 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし

別表 1 2 治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施 行地区数	主な工種	備 考
市 町 村	区 域 ( 林 班 )			
上松町	184 ~ 186、345、346	5	溪間工 本数調整伐	
南木曾町	6、7、52 ~ 55、76、77、82、108、110 ~ 113、115、301、303、306、310、312、 324、329、331、341 ~ 345、350、354、355、 360、363、365、388、390 ~ 393、409、411、 412、414、508、525、536、554、601、608、 613 ~ 615、631、648、662、705、 2102、2103、2109、2112- 、2116- 、 2128、2131、2135 ~ 2138、2143	68	溪間工、山腹工 本数調整伐	
木祖村	1038 ~ 1041、1043、1054、1061、1104 ~ 1106、1113、1115、1116、1195 ~ 1198	17	溪間工、山腹工 本数調整伐	
王滝村	2092、2096、2097、2113、2115、2234 ~ 2237、2239、2255、2256、2285、2290、 2415、2421、2422、2425、2514、2515、 2524、2526、2557、2558、2618	25	溪間工、山腹工 本数調整伐	
大桑村	1093、1166、1182 ~ 1184、1190 ~ 1192、 1214、1307、1312、1317、1407	13	溪間工、山腹工 本数調整伐	
木曾町	525 ~ 527、605、666、807、808、819	8	本数調整伐	
計		136		

別表 1 3 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区域 ( 林班 )		
水源かん養保安林	上松町	29 ~ 52、56、73 ~ 79、122 ~ 207、 238 ~ 256、301 ~ 316	4,243.30	別 表 参 照
水源かん養保安林 県立自然公園第二種特別地域		358-1	64.60	
水源かん養保安林 県立自然公園第三種特別地域		317 ~ 328、358-1	576.80	
水源かん養保安林 保健保安林		80 ~ 122、131 ~ 135、137、138、 143 ~ 146	1,185.69	
水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園第一種特別地域		358-1	22.53	
土砂流出防備保安林		4 ~ 10、12 ~ 16、332 ~ 342、345、 353 ~ 357	992.28	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第一種特別地域		359-1、359-2	36.58	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第二種特別地域		331 ~ 334、358-2、359-1	475.58	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第三種特別地域		329 ~ 331、337 ~ 338、341 ~ 344、 346 ~ 352、358-2、359-1 ~ 359-2	1,396.72	
土砂流出防備保安林 保健保安林 県立自然公園第一種特別地域		358-2	336.00	
保健保安林		53 ~ 55、61 ~ 62、65 ~ 70、 72 ~ 73、208 ~ 210	56.26	
風致保安林		23 ~ 25、27	79.08	
風致保安林 県立自然公園第一種特別地域		21 ~ 22、26	19.21	
風致保安林 県立自然公園第二種特別地域		21 ~ 22、26	59.59	
砂防指定地		上松町官行造林地 1、4	59.18	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区域（林班）		
水源かん養保安林	南木曾町	1～12、45～106、301～325、 329～334、339～375、378～423、 507～564、566～572、590～592、 599～693、2101～2116-1、 2125～2129	9,399.08	別 表 参 照
水源かん養保安林 県立自然公園第一種特別地域		92、2117～2118、2120～2121、 2125～2126-2	31.38	
水源かん養保安林 県立自然公園第二種特別地域		92、94、327～328、335～336、 2117～2118、2126-1～2126-2	76.30	
水源かん養保安林 県立自然公園第三種特別地域		326～328、335～338、376～380、 386、565、573～589、593～598、 2116-2、2119～2124、2126-2	1,172.49	
水源かん養保安林 県自然環境保全地域特別地区		514～518	35.07	
水源かん養保安林 砂防指定地		313、345、349、352、401～402、 538～540	5.88	
水源かん養保安林 重要伝統的建造物群保存地区 郷土環境保全地域		501～506、677～680、690～693	310.93	
土砂流出防備保安林		107～119、424～463、702～708、 1247、1255～1256、2130～2143	1,992.27	
土砂流出防備保安林 県自然環境保全地域特別地区		426～428、431、433～434	121.12	
土砂流出防備保安林 保健保安林		702、707	30.29	
県立自然公園第三種特別地域		南木曾町官造 5	17.06	
砂防指定地		南木曾町官造 2、4、6	40.52	
砂防指定地 重要伝統的建造物群保存地区		南木曾町官造 7	15.54	
水源かん養保安林		木祖村	1001～1037、1044～1074、 1077～1214、1217～1220	
土砂流出防備保安林	1038～1043		145.18	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区域（林班）		
水源かん養保安林	王滝村	2001～2293、2301～2329、 2332～2352、2354～2359、 2361～2426、2430～2436、2439、 2441～2444、2447～2451、 2501～2590、2592～2654、 2656～2687、2689～2727、 2729～2788、2790～2822	23417.34	別 表 参 照
水源かん養保安林 県立自然公園第一種特別地域		2330、2452、2453、2688、2697、2760	645.00	
水源かん養保安林 県立自然公園第二種特別地域		2330、2331、2353、2360、2362、 2447、2448、2452、2688	781.06	
水源かん養保安林 砂防指定地		2084	0.23	
水源かん養保安林 保健保安林		2427～2430、2437、2438、2440、 2445～2447	368.28	
水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園第一種特別地域		2453	31.05	
水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園第二種特別地域		2437～2438、2445～2448、2453	113.64	
県立自然公園第二種特別地域		2447～2449	2.90	
水源かん養保安林	大桑村	1054～1055、1064～1068、 1084～1133、1160～1170、 1174～1239、1301～1320、 1335～1360、1367～1368、 1371～1372、1374～1375、 1378～1394、1398、1400～1411、 1413～1417、1419～1428、 大桑村官造11～12	7,995.28	
水源かん養保安林 県立自然公園第一種特別地域		1369～1370、1400、1412、1418	820.87	
水源かん養保安林 県立自然公園第二種特別地域		1322～1325、1328～1330、 1362～1365、1368～1370、 1399～1400、1412、1418	1,527.55	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 ( 林 班 )		
水源かん養保安林 県立自然公園第三種特別地域	大桑村	1321 ~ 1334、1336、1339、 1355 ~ 1356、1360 ~ 1373、 1376 ~ 1377、1386 ~ 1387、 1393 ~ 1397、1399 ~ 1402、 1408、1410 ~ 1412、1414 ~ 1418	3,779.37	別 表 参 照
土砂流出防備保安林		1001 ~ 1006、1154 ~ 1160、 1171 ~ 1173、1240 ~ 1247、 1250 ~ 1254、1429 ~ 1432	1,032.43	
砂防指定地		大桑村官造 8	12.09	
水源かん養保安林	木曽町	257 ~ 273、506 ~ 508、 511 ~ 518、520 ~ 547、 557 ~ 571、601 ~ 609、 630 ~ 639、641 ~ 642、645、 666 ~ 673、727 ~ 760、 801 ~ 831、833 ~ 844、 846 ~ 862、864 ~ 875、877 ~ 883	6,640.64	
水源かん養保安林 県立自然公園第一種特別地域		832	138.27	
水源かん養保安林 県立自然公園第二種特別地域		824、827 ~ 828、830 ~ 832、837、 855、857 ~ 859、861 ~ 862	234.91	
水源かん養保安林 県立自然公園第三種特別地域		640 ~ 643、645	304.34	
水源かん養保安林 特別母樹林		866 ~ 867、872 ~ 873	48.80	
土砂流出防備保安林		507 ~ 511、610 ~ 625、646、 653 ~ 656、658 ~ 659、661、 663 ~ 664、854 ~ 855、874 ~ 878	1,185.34	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第一種特別地域		644、649、863	411.02	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第二種特別地域		644、648 ~ 658、863、876	692.61	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第三種特別地域		643 ~ 644、646 ~ 657、660、662、 664	891.32	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 ( 林 班 )		
土砂流出防備保安林 保健保安林 県立自然公園第一種特別地域	木曾町	650 ~ 654	260.57	別 表 参 照
土砂崩壊防備保安林 保健保安林		726	19.38	
干害防備保安林		556、572	67.53	
干害防備保安林 保健保安林		722 ~ 725	58.42	
県立自然公園第一種特別地域		863	2.23	

注 1 面積は、集計上の都合により森林外等を含む。

(別表1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源か ん養保 安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細についでには
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	、保安林指定の際に定める
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	る箇所別の指定施業要件による。

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
保健保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別表2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第一種特別地域	<p>1 第一種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第二種特別地域	<p>1 第二種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然保護局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月2日34林野指第6417号 林野庁長官通達)による。

(別表3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

1	伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし(その程度がとくに著しいと認められるものについては禁伐) その他の森林にあつては伐採種を定めない。
2	本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢(市町村森林整備計画で定める標準伐期齢)に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
3	保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和39年1月17日38林野計第1043号 林野庁長官通達)による。

(別表4) その他制限林の森林施業

区分	施業の方法	備考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設又は工作物の新築、改築、増築、移転若しくは除却</li> <li>2 竹木(枯損竹木及び被圧竹木を含む。)の伐採(間伐、択伐及び枝打ちを含む。)若しくは採取又はその滑下若しくは地引きによる運搬</li> <li>3 開墾、たん水その他土地の原状を変更する行為</li> <li>4 土石砂れきの採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄</li> <li>5 砂防設備の占用</li> <li>6 樹根その他植物根株の採掘</li> <li>7 芝草その他生産物の採取</li> <li>8 牛馬その他の畜類の放牧又はけい留</li> <li>9 火入れ又はたき火</li> </ol>	<p>詳細は、長野県砂防指定地管理規則(昭和36年3月16日長野県規則第4号)による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの(以下1~4)として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒木または枯死木を伐採する場合</li> <li>2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合</li> <li>3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合</li> <li>4 林齢及び成育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合</li> </ol>	<p>詳細は、林業種苗法の施行について(昭和45年8月31日45林野造第887号 農林事務次官通達)による。</p>

(別表4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
特別史跡名勝 天然記念物及 び史跡名勝天 然記念物	禁伐とする。	詳細は、文化財 保護法等によ る。